

訪問看護ステーション 連絡協議会だより

第8号

発行年月 2004年9月

発行所 岡山県訪問看護ステーション
連絡協議会

〒700-0805 岡山市兵団4-31
TEL086-235-0225・FAX086-235-0234
http://houmonkango.nurse.okayama.okayama.jp
E-mail houmonkango@nurse.okayama.okayama.jp

発行責任者 若林敏子

会長あいさつ

— 訪問看護の質の向上と活動の充実強化を目指して —
岡山県訪問看護ステーション連絡協議会
会長 若林敏子

訪問看護ステーションの皆様には、今夏の厳しい猛暑を乗り越え、お元気に活躍のこととお喜び申し上げます。

皆様には、日頃は在宅ケア、訪問看護の推進とともに、在宅療養者に対し、質の高い看護サービスの提供にご尽力いただいておりますことに心より敬意と感謝申し上げます。

また、当協議会の事業推進につきましてもご多忙の中ご支援、ご協力いただき、お陰様で新年度の事業も順調にスタートし、進めております。連絡協議会も組織の強化とともに充実発展し、住民を始め社会からの評価も高く期待されております。これも一重に会員の皆様のご理解とご支援の賜物と厚くお礼申し上げます。

去る6月16日には平成16年度の通常総会並びに研修会を県生涯学習センターで、岡山県保健福祉部施設指導課総括参事野山幸子様、岡山県医師会理事井戸俊夫様他、ご来賓のご臨席を賜り、そして会員多数の出席の下、盛大に開催し、全ての提案事項について、皆様のご承認を頂きました。一方、研修会では、「訪問看護に関する保険請求上の留意事項」在宅患者訪問点滴注射管理指導料を中心として（その概要を掲載しています）・「患者の権利アドボカシー」の2つのテーマで講演を頂き、大変好評でありました。さて、21世紀も早や4年目を迎えました。昨今、平和とはほど遠い、戦争やテロ、児童虐待、

殺人、自殺等により、尊い命が犠牲となる事件事故が連日報道され、心が痛む思いをしている昨今です。看護職も常に心に留めておくことが重要ではないかと思えます。

一方、介護保険制度も4年が経過し、17年度の見直しを進められておりますが、それに伴って、介護保険サービスの第三者評価についての取り組みや訪問看護ステーションの利用者に対して、通所により、訪問看護の延長線上で、看護師が専門的・継続的看護を提供し、利用者や家族が安心して利用でき、在宅生活の継続をサポートする「通所看護」の設置が進められております。こうした状況の中で、看護は、施設内から在宅へと看護の拡大が図られ、訪問看護需要の増大、普及・拡大とともに看護の質、信頼が問われています。在宅で療養されている方の尊厳を守り、介護者を心身ともに支える看護を提供することが訪問看護に対する信頼に繋がると思っています。

これからの訪問看護は、「がんの疼痛ケアに関する看護師の役割拡大」、在宅での看取りや静脈注射の実施等新たな看護の役割に期待を求められます。

医療依存の高い利用者とともに在宅で死を迎える利用者も増加してきます。在宅療養者のニーズに相応したケアの提供には、訪問看護活動の充実強化と共に看護の質の向上に努めることが肝要です。今後、一層の活動を期待いたします。

新設のステーション紹介

・訪問看護ステーション「なごみ」 本藤知保

訪問看護ステーション「なごみ」は、平成16年4月1日に御津郡御津町宇垣に開設いたしました。当地はNHKの朝のドラマで有名になりました「あぐり」のゆかりの地です。秋にはぶどう、マスカット狩り、栗拾いができるくぼ観光農園があります。また、宇甘溪は紅葉も素晴らしく、大変自然に恵まれた所です。

開設当初から今日まで看護師3人で訪問を行っています。地域の医療、福祉機関や民間サービスと連携を図りながら頼れる存在になりたいと思っております。

なかなか訪問の依頼件数は増えませんが、少ない件数ながらも一生懸命頑張っており、依頼してくださった利用者の方、家族の方々の笑顔が見られるよう努力していきたいと思っております。

〒709 2121 御津郡御津町宇垣 1687-11



・訪問看護ステーション「キャスト」 絹田理恵

平成16年5月1日よりオープンした「キャスト」は、岡山市の東平島にあります。あと数メートル北に行くと瀬戸町があり、訪問先も山陽町、備前市、邑久町と広がっています。利用者の年齢層は、5歳〜90歳と幅広く、看護師3名、理学療法士3名、作業療法士2名にて、主に家庭での生活に密着したりハビリの取り組みに力を注いでいます。

C: コミュニティ

A: アシスト

S: スペシャルリスト

T: チーム

私たちは、地域を支援するチームとして、どう暮らし、どう生きるかを考え学び、そして成長していきたい。キャストはそんな願いから生まれました。

〒709 0631 岡山市東平島 1218-1 1F

平成16年度 訪問看護従事者研修年間計画について

多数の会員様の参加を期待しています。 ※都合により変更がある場合がございますのでご容赦ください。

日時	テーマ	ねらい	講師・助言者	方法	会場
10月23日(土)	津山事例検討会 「在宅ターミナルにおける看護師の役割」	事例を通し、ターミナルケアにおける家族支援と看護師の役割について学ぶ。	事例提供 みどり訪問看護ステーション 助言者 津山市福祉健康部健康増進課主査 本干尾八州子 講師 済生会病院緩和ケア病棟師長 槌田洋子	事例検討 講演	津山総合福祉会館
11月27日(土) (予定)	「訪問看護実習について」	学生の学びを深めるために訪問看護師、教師お互いに実習指導の役割について考える。(実習評価も含めて)	久留米大学医学部 看護学科 教授 野村志保子	未定	岡山県看護研修センター
12月11日(土)	第10回公開セミナー (エアウオーター)	吸痰の専門的な知識・技術を身に付ける。	フジ・レスピロニクス株式会社 学術・教育担当 深加見美智子 山口大学教育学部 大石英史先生	講演	えきまえミヨシノ
12月16日(木) 13:00~16:00	岡山事例検討会 「痴呆の訪問看護の実際」	痴呆のある在宅療養者が在宅で療養を続けるための支援を考える。	特定医療法人健和会 訪問看護ステーション統括所長 グループホーム福三家ホーム長 宮崎和加子	事例検討	岡山県看護会館 4F大研修室
2月26日(土)	倉敷事例検討会 「ターミナルケア(末期癌)について」	ターミナルケアにおける訪問看護師の役割と対応方法を学ぶ。	助言及び講演 安芸地区医師会総合介護センター統括所長 板谷裕美	事例検討 講演	倉敷子ボリ公園

ステーションからの リレーだより

「夏便り」

水島虹の訪問看護ステーション 山崎裕子

白煙たなびく煙突が屹立する工業地帯を前に、緑そよぐ水田を横切り、訪問先に車を走らせる。触れると火傷しそうに熱くなっているアスファルトに拍車をかける道路工事、暑さを一層つものらせる蝉の声。夏の訪問は、日焼けと汗のおまけ付きだ。

Aさん宅、冷房はあるが節約の為使っていない。汗を拭いながらの全身清拭、私を気遣い電源をいれてくれる。「ごめんさい。気を遣わせてしまって」 Bさん宅、上着がほしくらい冷房がきいている。身体を拭いたらBさんに鳥肌がたった。傍に暑がりの妻。訪問先の家は様々。家庭も様々。家族も様々。利用者も様々。療養するに相応しい環境って何んだらう。訪問する度に考えてしまう。

訪問看護師になり二度目の夏が来た。どんな環境であれ、利用者の顔は皆、輝いている。事前訪問で見た施設の中でのあの表情が、嘘のようだ。一日でも長く在宅で療養できるように、精一杯応援しますよ。心の中で語りかけ、握手をして帰る。さあ、また暑い車に乗って、次のお宅に訪問しよう。



「移転して新たに思うこと」

訪問看護ステーションまいんど 都築昌恵

今年7月で訪問看護ステーション「まいんど」は発足して12年たちました。13年目に入った今年、事務所を移転し気持ちを新たにしています。と言うのも、平成8年に『地域の中へ出て皆さんに訪問看護というものを知ってもらい、相談などいつでも気軽に訪ねて来てほしい』という気持ちが強くあり、診療所の敷地内から少し離れた建物に引越したのです。

しかし現実には思うようにはいきません。まいんどに直接相談に来られる方はほとんどない状況でした。介護保険が始まり、よりケアマネージャーとの連携など、施設内での情報交換が必要だと痛感していた中、タイミング良く場所の確保ができ、設置主体の中へ事務所を移すことになったわけです。

新しい事務所はワイワイガヤガヤ状況の毎日です。この猛暑の中、タオルと水筒は必需品、自分たちの健康管理に十分気を付けながら訪問看護の大変さとおもしろさを味わっています。



訪問看護に関する保険請求上の留意事項

—在宅患者訪問点滴注射管理指導料を中心として—

講師 長寿社会対策課

主幹 宮武和代

I. 経過

平成16年4月の診療報酬の改訂において、「在宅患者訪問点滴注射管理指導料」が新設され、訪問看護で点滴注射を実施した場合に、指示を行った医療機関において指導料と薬剤料の保険請求が可能となった。

II. 在宅患者訪問点滴注射管理指導料(1週につき60点)の算定要件

※この点数は医療機関が算定するもの。

※訪問看護ステーションにおける訪問看護療養費の算定について、

- 基本療養費については特別の評価はない。
- 医療機関がこの指導料を算定した場合には、重症者管理加算の算定対象となる。

(医療機関との連携が必要。ただし、同一月に介護保険での訪問看護が請求されている場合は算定できない。)

①医療機関又は指定訪問看護事業者から医療保険での訪問看護を受けている患者

○要介護認定を受けていない場合

×介護保険での訪問看護

ただし、要介護認定を受けている場合でも以下の場合は可

○厚生労働大臣が定める疾病等の患者(末期の悪性腫瘍、神経難病等)

○特別訪問看護指示書を交付された場合

(診療に基づき、患者の症状の急性増悪、終末期等により一時的に週4回以上の頻回の訪問看護が必要であると認められた患者について、月1回に限り、当該診療を行った日から14日以内の期間において14日を限度として指示・実施する)

②主治医の診療に基づき、週3回以上の点滴注射を行う必要を認められた患者

○点滴注射

×中心静脈注射(在宅中心静脈栄養法指導管理料を算定)

×静脈注射

×皮下、筋肉内注射

③定められた指示書に指示内容を記載して指示を行った場合(文書の交付)

書式:別紙の通り

交付:7日間ごと

指示内容の変更を行う場合は主治医の診察の上、変更指示の交付要

医師:点滴注射の必要性、注意点等を点滴注射を実施する看護師等に十分な説明を行う

患者、患者の家族又は看護師等から容態の変化等についての連絡を受けた場合は、速やかに対応する

看護師:点滴注射を実施する看護師等は、患者の病状の把握に努めるとともに、当該指示による点滴注射の終了日及び必要を認められた場合には主治医への連絡を速やかに行う。

④使用する薬剤、回路等、必要十分な保険医療材料、衛生材料を供与する

●薬剤料:医療機関が請求

●注射料(手技料):算定不可

●点滴回路・注射針・衛生材料等:医療機関が支給する(指導料に含まれる)自己負担を求めることはできない。

⑤1週間のうち3日以上点滴注射を実施した場合に3日目に算定する

●指示による点滴注射の終了日を主治医に連絡すること(点滴実施日も)

○看護師等が指示を受け、3日間以上実施した場合

×指示は出たが実施されなかった場合

×医師が1日、看護師等が2日実施した場合

⑥薬剤料は別に算定できる

○患者の状態の変化等により2日間以下の実施となった場合

×初めから1週間に2日以下の指示であった場合

編集後記

例年にくらべ異常ともいえる猛暑も過ぎ食欲の秋がおとずれようとしています。皆様お元気に訪問を頑張っておられますか?

今回、皆様の今後の知識向上の手助けになればと研修日程と要項を掲載しました。

業務に追われる忙しい中、参加するのは大変だと思いますが、いろんな事に前向きに頑張ってみましょう。

ファイト!ファイト!

広報部一同



「事務局より」

ホームページ更新の時期となります。

何か掲載希望がございましたら、ご意見ください。

まだ、ご覧になられていない方はぜひ一度アクセスしてみてください。

▶ <http://houmonkango.nurse.okayama.okayama.jp/>